インターメディカル 2025 年 管理栄養士国家試験全国統一模擬試験 「かんもし」第1回 訂正とお詫び

この度は 2025 年 管理栄養士国家試験全国統一模擬試験「かんもし」第 1 回をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

「かんもし」の解説集に以下の誤りがございました。ここに謹んで訂正とお詫びを申し上げます。

令和6年4月1日施行「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)」より、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣(消費者庁)に移管されました。これに伴い以下の問題の解説を訂正いたします。

【採点に関わらない訂正】

問題 51 解説 (5)

(誤)「× 食品中の農薬の残留基準は、厚生労働大臣が設定する。

食品衛生法に基づき、厚生労働大臣が、薬事・食品衛生審議会での審議を経て農薬の残留基準を定め、残留 農薬に対する規制を行っている。」

(正)「× 食品中の農薬の残留基準は、内閣総理大臣が設定する。

食品衛生法に基づき、**内閣総理大臣**が、<u>消費者庁に設置された食品衛生基準審議会</u>での審議を経て農薬の残留基準を定め、残留農薬に対する規制を行っている。」

問題 56 解説 (5)

(誤)「× 指定添加物は、厚生労働大臣によって指定される。

指定添加物は、食品衛生法第 12 条に基づき厚生労働大臣が使用してよいと定めた添加物である。指定添加物には、化学的合成品だけでなく、天然物も含まれるが、厚生労働大臣の指定が必要である。」

(正)「× 指定添加物は、内閣総理大臣によって指定される。

指定添加物は、食品衛生法第 12 条に基づき**内閣総理大臣**が使用してよいと定めた添加物である。指定添加物には、化学的合成品だけでなく、天然物も含まれるが、**内閣総理大臣**の指定が必要である。」

問題 56 ぷちゼミ

- (誤)指定添加物「化学的合成品、天然物にかかわらず、厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれがないと認め、許可したもの(安全性・有効性が確認済み)」
- (正)指定添加物「化学的合成品、天然物にかかわらず、**内閣総理大臣**が人の健康を損なうおそれがないと認め、許可したもの(安全性・有効性が確認済み)」

訂正内容は個人成績表で受験者に告知するとともに、弊社ホームページでも公開いたします。 (https://www.intermed.co.jp/)

2024年7月

株式会社インターメディカル かんもし編集部

Tel: 0120-955-009 (03-5802-5804)

Mail: kanmoshi@intermed.co.jp